

令和6年度計画

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、中期計画に定めた業務の実施について、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第48条で準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、令和6年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の基本的姿勢

- (1) 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者・障がい者等に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。また、参考となる取組については全職員で共有する。
- (2) 支援センター設立から15年以上にわたり実施してきた法的支援の取組を振り返るとともに、利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて関係部署・職員や関係者に伝達するなどして業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。
- (3) 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。
- (4) 関係機関・団体等との連携等に基づく総合的対応が必要とされる「旧統一教会」問題、犯罪被害者等やひとり親世帯に対する支援等を始め、目まぐるしく変化する社会の動向や国民等のニーズに継続的に対応できるよう、多様な方々へのサービスの更なる充実を図るよう努める。
- (5) 政府の「デジタル・ガバメント実行計画」の「サービス設計12箇条」を踏まえ、利用者の視点に立って、デジタル技術やデータを活用したデジタルサービスの導入に努める。

2 組織の基盤整備等

- (1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上

(ア) 職員の配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、今後の増加が見込まれる外国人対応を含む既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

(イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、多様化する法的ニーズに対する支援センターの取組への適切な対応と、利用者の立場に立った業務遂行の更なる推進のため、法律事務所を含む支援センター各部署に求められる基本的な執務姿勢を踏まえたOJT、採用年次及び職級に応じた階層別研修や、担当業務等に応じた実務研修を実施し、職員に求められる業務知識の習得及び実務能力の向上を図る。

また、研修の実施に当たっては、引き続き、集合研修、オンライン研修等の、それぞれの長所を生かして研修を実施することで職員全体の能力向上を図る。

(ウ) 職員一人一人がその能力を最大限発揮し、質の高いサービスを提供できるよう、働きやすい職場の実現に努めるべく、近時の働き方改革の動向を見ながら必要な人事上の取組を検討する。

イ 常勤弁護士の採用及び配置

(ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適應でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。そのため、常勤弁護士の業務の内容や魅力、常勤弁護士が受講できる研修の内容等を司法修習生及び法曹実務経験者に積極的に周知する説明会を開催するほか、法科大学院生を始めとする将来の法曹となり得る層に対しても、常勤弁護士の業務の内容や魅力を伝える機会を設けるなど採用数確保に向けた具体的方策を検討・実施する。また、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする現行水準を維持する。

(イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、日本弁護士連合会と継続的な協議をするなどして連携しつつ、地元弁護士会との協議

や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどし、常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を推進する。

(ウ) また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、その配置人数の変更・調整を行い、配置人数の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。

(エ) 上記の取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担う必要があることや支援センターが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されていることなどに留意し、常勤弁護士の業務内容等の分析をする際には、出張相談や特定援助対象者法律相談援助等の担い手としての状況や多様な法的ニーズの具体的な内容を量及び質の観点から把握し、関係機関との連携内容等に関して収集したデータに基づいて行う。

ウ 常勤弁護士の資質の向上

常勤弁護士が、司法アクセス障害の解消という役割を適切に果たせるよう、常勤弁護士業務支援室、裁判員裁判弁護技術研究室及び専門的な外部講師等を活用するなどして実践的な研修を実施する。

また、中堅層を対象とする専門分野に特化した研修、常勤弁護士間において弁護技術や経験の共有を図るブロック別研修等を実施する。

さらに、常勤弁護士として豊富な経験を有する者を後進の指導・育成に関与させるメンター制度の維持・充実を図るとともに、経験の浅い常勤弁護士を組織的に支援するための体制整備を行う。

以上の取組により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。研修等の実施に当たっては、その目的に応じて集合研修及びオンライン研修を使い分けるなど円滑な実施方法を検討する。また、各種研修等によって得られた効果を明らかにする方策の検討を進め、研修の更なる充実に向けて取り組む。

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士並びにDV等被害者法律相談援助の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会

を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を求めることにより一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図りつつ、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努める。

(3) 事務所の存置等

事務所については、その存置・移設・設置の必要性について検討し、必要な見直しを進める。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、支援センターが全国で賃借する事務所等におけるバリアフリー化を一層推進するほか、高齢者・障がい者等に配慮した環境整備を進めるため、職員に対し、利用者への対応に関する研修を受講させる等、合理的配慮を的確に行うための取組を推進する。

ア 出張所

地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、自然災害発生時等の緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられるよう、業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方の見直しを進める。

また、東日本大震災の被災地への設置を継続した2出張所については、被災地における需要や出張所の業務量、維持コスト等を踏まえつつ、必要な見直しを進める。

イ 扶助・国選対応地域事務所

当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況のほか、事務所の維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。

ウ 司法過疎地域事務所

司法過疎地域事務所については、その制度趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、登録弁護士数、一般契約弁護士数、実働弁護士一人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会又は地元弁護士会等と協議を行うなどして事務所の設置、存続及び統廃合を検討する。

なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。

3 司法アクセス拡充のための体制整備

- (1) 本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。
- (2) また、本部は、各地方事務所が地域の実情に応じた司法アクセスの拡充のための体制整備を効果的・効率的に行えるように、各種データの分析、各地域における取組事例の共有、研修、体制整備を促進させる資料や動画等のコンテンツの作成、関係機関に対する広報等を行う。

各地方事務所において、地方協議会を1回以上開催し、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知した上で、参加者からの意見を聴き、司法アクセスに関する地域のニーズ等を把握して業務運営の参考とする。なお、地方協議会の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数に加え、オンラインによる開催等開催方法についても工夫し、特に議題については、在留外国人への対応、自然災害対応など、支援センターを取り巻く昨今の問題を踏まえたものや、司法アクセス拡充のための体制整備の推進に資するものとする。参考となる取組・事例については、他の地方事務所にも共有する。

また、本部との連携の下、司法アクセスの地域課題と利用し得る支援センター内外の資源の分析、地域課題の解決策と行動計画の策定をワークシート等を用いて行った上で、地域の実情に応じた司法アクセスの拡充のための体制整備を効果的・効率的に行う。実施に当たっては、地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の手段による関係機関との連携強化、指定相談場所相談、巡回・出張相談・電話等相談の活用、司法ソーシャルワークの実施を始めとする体制整備の各手段（電話・オンラインによるものを含む。）を有機的に活用する。

以上の結果として、人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談援助の実施件数が、令和3年度時点1.5件未満の自治体については1.5件以上、同時点1.5件以上2件未満の自治体については2件以上となる自治体の数を、令和5年度よりも増加させる。

- (3) 令和5年12月に制定された「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）や、令和6年1月19日に開催された「旧統一教

会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」における取りまとめ「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」等を踏まえ、「靈感商法等対応ダイヤル」における相談対応を引き続き行うとともに、特定不法行為等被害者特例法に基づく支援を着実に実施する。

また、令和5年6月6日に開催された犯罪被害者等施策推進会議における決定「犯罪被害者等施策の一層の推進について」等を踏まえ、犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を行う犯罪被害者等支援弁護士制度の創設・運用に向けて、関係機関・団体等と連携を図りつつ、必要な検討・準備を進める。

今後、社会的に問題が指摘されている諸課題に適切に対応し、国民の司法アクセス拡充を図る。

II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 情報提供業務

(1) 適切な情報提供の実施

ア ホームページやチャット等を活用した情報提供の充実を図るとともに、関係機関に対するヒアリングを行うなどして、関係機関データベースに登録する情報を充実させる。また、最新の法制度情報を反映するなどしてFAQの充実を図る。さらに、チャットによる対応内容を分析し、より効率的なチャットの運用方法を検討する。

イ 質の高いサービスの維持・向上を図るため、情報提供担当者に対して、外部評価結果を踏まえた研修を実施するほか、FAQや関係機関データベースを十分に活用できるよう指導する。また、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実に円滑に行うために、コールセンターと地方事務所の情報共有の仕組みを活用するなどして、その連携を強化する。

ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士につなげたり、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決につながる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方向の連携による取組を実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。

エ 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。

(2) 法教育及びその関連事業

支援センターは、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とし、法的問題に関心が高くない層を含む幅広い層を対象とした法教育事業を実施するとともに、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資する法教育関連事業を実施する。対面参集型に限らず、オンラインセミナー等、効率的かつ効果的な方法等も活用した上、効果的な事例については、他の地方事務所等にも共有する。また、各地の実情に応じて、若年層、高齢者、在留外国人及びその支援者等を対象とする法教育事業及びその関連事業の充実に努めるとともに、引き続きアンケートを実施するなどして効果を検証する。その上で、全国で法教育事業及びその関連事業を合計 200 回以上開催するよう努める。

2 民事法律扶助業務

(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実

福祉機関等との連携について多角的に検討し、一般法律相談援助による出張相談や特定援助対象者法律相談援助を適切に実施するとともに、司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、高齢者・障がい者等に対する適切な援助を行う。

(2) 利用者の利便性の向上

民事法律扶助をより身近で利用しやすいものとするため、地域の実情や利用者のニーズに応じて、弁護士会や司法書士会、関係機関と連携・協議し、指定相談場所相談や専門相談の運用について検討する。例えば、指定相談場所や連携機関との間でのオンラインによる相談体制の構築、連携を通じた司法サービスへのアクセス困難者の対応、インターネットによる法律相談の予約受付、オンラインを含む電話等法律相談の活用などのデジタル化社会に即した利用方法の拡充により、相談体制及び相談方法の充実に努める。

(3) 利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるようリーフレット等の資料内容及び配布方法等について必要な見直しを行う。

(4) ひとり親世帯に対する支援の充実

ひとり親が養育費を請求するために民事法律扶助を利用した場合に、償還免除の要件を緩和すること等を内容とする支援の拡充策を適切に運用する。

3 国選弁護等関連業務

(1) 各地方事務所・支部において、国選弁護人等の迅速かつ確実な選任態勢を確保するため、被疑者国選弁護事件数の変動及び指名通知が困難になるおそ

れがある特殊事案を踏まえ、裁判所及び弁護士会を始めとする関係機関との間において、定期的な協議の場を1回以上設ける。

- (2) 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。

特に、改正刑事訴訟法（令和6年2月15日施行）の下での被害者の個人特定事項秘匿の制度の導入に伴う指名通知業務の運用変更について、各地方事務所・支部において、各地の弁護士会及び裁判所と連携・協力して円滑な運用を実現し、上記の目標時間内の指名通知の実現に努めるとともに、本部において、運用状況に関する統計データ等を基に、上記の目標時間内の指名通知を実現する上での問題点やその原因の検討・分析を行い、必要に応じて関係機関等と連携・協議を行いながら問題点の解決に努める。

- (3) 本部及び各地方事務所・支部において、弁護士会及び裁判所と連携・協力して、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更、裁判員裁判に関する研修等を実施することで、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。

4 司法過疎対策業務

司法過疎地域事務所については、地域の法的ニーズに的確に応えるため、必要な事務所を設置・維持し、適正な数の常勤弁護士を配置する。

司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策として、関係機関・団体との連携や巡回相談の活用、オンラインによる相談体制の構築など、効率的かつ効果的な方策を検討する。

5 犯罪被害者支援業務

- (1) 各地方事務所において、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げるほか、職員に対し、支援センターにおける対応事例等を踏まえた二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。

- (2) 犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介及びDV等被害者法律相談援助に関し、ニーズに応じたサービスを提供するため、犯罪被害者支援ダイヤルの周知に努め、支援体制を整備するとともに、以下の活動に取り組む。

ア 各地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会の実施やそれに代わる資料提供等を、年1回以上実施する。

イ 各地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センタ

一、配偶者暴力相談支援センター、その他犯罪被害者支援を行っている団体等の関係機関等との犯罪被害者支援に関する協議等を、年1回以上実施する。

- (3) 国選被害者参加弁護士を選定が確実に行われるための態勢の整備に努めるとともに、被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。

6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実

高齢者・障がい者や既存の法律相談場所へ赴くことが困難な方に対し、電話等を活用した法律相談が実施できることを福祉機関等の関係機関に周知を行う。

在留外国人の法的問題に適切に対処するために、多言語情報提供サービス、通訳を伴う法律相談援助を更に周知し、充実させることを検討するとともに、引き続き外国人在留支援センター（F R E S C）の入居機関と連携しつつ、一元的相談窓口を含む外国人支援機関や団体等との連携を強化する。また、これら関係機関の相談員など外国在留者の支援者を対象に、在留外国人が直面しやすい法的問題に関する研修を開催する等して、在留外国人に対する効果的な法的支援を図る。

さらに、ホームページやSNSを通じて「やさしい日本語」を含む複数の言語で発信することにより、外国人への積極的な周知・広報に努める。

令和6年能登半島地震の被災者に対し、適切な情報提供や、生活の再建に必要な無料法律相談（令和6年12月31日まで）を行う。また、自然災害等が発生した時には速やかに被災者が必要とするサービスが提供できる体制を整備し、サービスの充実等を図る。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費及び事業費の効率化

- (1) 人件費については、パートタイム雇用など業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。
- (2) 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい人のニーズに応じた総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化及び調達方法の合理化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、一般管理費（人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上

料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。また、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行うこととし、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うほか、入札手続において、より競争的となるよう、適切な入札資格要件の設定や提出書類の適正化を図る。

2 事業の効率化

(1) 組織運営の効率化

総合法律支援を取り巻く状況や社会情勢の変化等に応じて効率的に組織を運営するため、組織運営における本部・地方事務所間での役割分担や情報共有の実施方法等について検討し、柔軟に見直す。

(2) 業務の効率化

業務の効率化に活用し得るデジタル技術についての調査を行うこと等により、本部・地方事務所間での業務分担の見直しや各業務における事務処理手順の見直しについて検討する。

ア 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

コールセンターの運営に当たっては、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や90パーセント以上の応答率を維持しつつも、曜日別・時間帯別の受電傾向を分析するなどしてオペレーターの効率的な配置を行い、占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）おおむね80パーセントを維持するように努める。

イ 民事法律扶助業務

審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。

また、インターネットによる償還免除申請の受付等、デジタル技術の活用による業務の効率化について調査・検討する。

ウ 国選弁護等関連業務

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、本部及び地方事務所の適切な業務分担を行うとともに、事件数の変動等を把握し、事務負担傾向を分析するなどして、適時に必要な事務手続の合理化を図る。

国選弁護人等の報酬算定業務等に関し、デジタル技術の活用による業務の効率化について調査・検討する。

IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 自己収入の獲得

(1) 寄附金収入

寄附金の受入れによる自己収入の獲得を図るため、寄附金の使途を分かりやすく例示して使途特定寄附につなげたり、税制上の寄附金控除制度を周知するなど、工夫した広報を実施するとともに、寄附金の受入方法の拡充についても併せて検討する。

(2) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。

(3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。

2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収

(1) 効率的かつ効果的な債権回収の実施

立替金債権の管理・回収について、引き続き、被援助者の属性・滞納状況等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施する。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図る。

ア 本部において、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、全国一律の督促方針を立て、これに基づき、各地方事務所において、立替金債権の管理・回収計画を策定する。なお、各地方事務所における管理・回収計画の策定に当たっては、これまでの管理・回収状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。

イ 初期段階での償還率向上を図るため事務フローの見直しを引き続き行う。

ウ 被援助者の償還に向けた意識付けを強化するため、償還制度や償還方法のほか、償還を滞納すると新たな援助が受けられなくなることを説明する。

エ 償還滞納状態の長期化を防止するため、本部において、滞納の初期段階で集中的な督促を行う。

オ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。

カ 感染症の感染拡大や自然災害等の影響により償還困難になった被援助者に対しては、償還猶予の弾力的運用を行う。

(2) 効率的な債権管理の実施

償還の見込みがない立替金債権については、償却も含めてその処理を検討するほか、処理手続の合理化により債権管理コストの削減を図る。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について適正に判断する。

(3) 立替金債権の管理・回収状況の開示

発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、業務実績等報告書で開示する。

3 委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。本援助業務につき、日本弁護士連合会からの委託の趣旨に沿って、適切に対応する。

4 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり。

V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は35億円とする。

この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

VIII 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、広報活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備並びに人事に関する計画

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

2 デジタル化への対応

政府の「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて、効率的な業務運営に資するデジタル技術の導入を検討・実施するほか、これを利活用できる人材を育成するための「デジタル人材確保・育成計画」に基づき、業務のデジタル化を推進するための体制を整備する。

また、裁判手続のIT化を踏まえた業務改善について検討するとともに、RPA (Robotic Process Automation) 活用に向けた調査・研究等、デジタル技術の活用・推進の検討を行う。

3 業務継続体制の整備

地震や感染症の感染拡大等、自然災害等の発生により地方事務所において長期間業務継続が困難となる場合に備えて、防災・業務継続計画の見直しを検討するとともに、本部・地方事務所間又は地方事務所間における応援体制の構築や勤務拠点以外の場所において業務を行う環境の整備等を進め、緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられる体制を整備する。

4 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

5 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金の残余のうち、法務大臣の承認を受けた金額については、やむを得ない事情により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。

6 その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 内部統制の確実な実施

ア ガバナンスの強化

(ア) 理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させるため、次のとおり組織運営を行う。

① 本部において、執行部会を定期的を開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。

② 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。

③ 地方事務所において、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。

また、支援センター設立から15年以上が経過したことを踏まえ、これまでの法的支援の意義・効果について総括的な分析等を進めるためのアンケート調査の実施に向けた具体的準備を進める。準備が整った時点で調査を実施し、必要に応じて業務改善の検討を積極的に行う。

(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

(ウ) 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティに関する体制の整備を進めるとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を更に充実、強化させる。

イ 監査の充実及びコンプライアンス強化

(ア) 専門研修等を活用することにより監査技術の向上を図り、支援センターの業務運営に関し適正性の評価並びに改善に向けた指摘及び提案を行う。また、過去の監査結果への対応状況に関するフォローアップ監査を計画的に実施する。

(イ) 本部に設置している内部統制推進委員会主導の下、各種監査結果等の指摘事項等を分析し、リスクを評価した上、必要な措置について検討・実施し、その実施状況をモニタリングするとともに、法令や規程に基づいた適正な業務運営を行うために、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

(2) 業務内容の周知を図る取組の充実

ア 広報活動方針及び広報計画の策定

本部において策定した広報活動方針を踏まえて、これらに基づき、各地方事務所において効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。

なお、広報活動方針の策定に当たっては、外部の専門的な知見に基づいた広報活動を検討するほか、これまでの広報活動に要した費用及びその効果について、認知度調査結果等を分析・検証し、反映させる。

イ 効果の高い広報活動の実施

重要な認知経路であるインターネット広告及び利用者が増加しているYouTube等を活用した広報を実施する。また、Twitter・Instagramなど複数のSNSメディアの活用について、発信する情報や訴求対象に応じて使い分けるなど、より効果的な情報発信を行う。

ウ 関係機関を通じた広報活動の実施

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が関係機関を通じて支援センターの存在や役割を認知できるよう、地方公共団体、福祉機関・団体等の関係機関に対し、支援センターの業務内容等を的確に伝え、その認識・理解を深めさせる広報活動に取り組む。

(3) 報酬・費用の立替・算定基準

国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、その立替基準について検討を引き続き進め、②国選弁護・国選付添関連業務、被害者国選弁護関連業務の報酬・費用については、その算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。